

『新公益法人制度について』 Q 2

【田中博人】

本県においての新制度への移行対象となった法人は、公益と一般とそれぞれどのような割合で移行することになるのか。

【小森卓郎総務部長】

1月末現在で県公益認定等審議会において判断が示された答申済みの法人数は258法人で、内訳は、公益129法人、一般129法人です。このほか、現在21法人が審査中、解散等となった法人が58法人ある。